

教育長の臨時代理による事務処理について

平成30年11月16日教育委員会第33回定例会の協議において、指示のあった標記について、次のとおり報告する。

1 指示の内容について

以下の条例及び規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 事務処理の結果について

特別区長会と職員団体との交渉の結果、次のとおり妥結したため、指示のあった事務処理は行わなかった。

- (1) 幼稚園教育職員の給料表及び一時金（勤勉手当）の改定はなし。
- (2) 中野区立小学校及び中学校の任期付教育職員の一時金（勤勉手当）の改定はなし。

3 その他

中野区立小学校及び中学校の任期付教育職員の給料表の改定は、東京都教育職員の給与改定に合わせて、下記の日程で行う。

平成31年1月 教育委員会定例会

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続の議決

2月～ 区議会第1回定例会へ条例案を提案